

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	太平洋セメント株式会社			コード	5233
提出日	2026/5/29	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員を選任する議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	振角 秀行	社外取締役	○													○	有
2	堤 晋吾	社外取締役	○										△	△			有
3	三谷 和歌子	社外取締役	○													○	新任
4	豊田 祐子	社外取締役	○													○	新任
5	青木 俊人	社外監査役	○													○	有
6	小林 洋子	社外監査役	○													○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		＜当該社外取締役を選任している理由＞ 振角秀行氏は、国家公務員としての豊富な経験と行政分野における幅広い見識を有しており、公平不偏の立場である社外取締役として適任と判断しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	堤晋吾氏は、当社の取引先である東ソー株式会社の業務執行者（取締役常務執行役員）として2020年6月まで勤務しておりました。なお、当社出身者である中野幸正氏が、同社の社外取締役に就任しております。	＜当該社外取締役を選任している理由＞ 堤晋吾氏は、企業経営者としての豊富な経験と経営全般における幅広い見識を有しており、公平不偏の立場である社外取締役として適任と判断しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3		＜当該社外取締役を選任している理由＞ 三谷和歌子氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務における幅広い見識を有しており、公平不偏の立場である社外取締役として適任と判断しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4		＜当該社外取締役を選任している理由＞ 豊田祐子氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務における幅広い見識を有しており、公平不偏の立場である社外取締役として適任と判断しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5		＜当該社外監査役を選任している理由＞ 青木俊人氏は、公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、公平不偏の立場である社外監査役として適任と判断しております。また、公認会計士としての長年の経験により、財務及び会計に関し相当程度の知見を有しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5		＜当該社外監査役を選任している理由＞ 小林洋子氏は、企業経営者としての豊富な経験と経営全般における幅広い見識を有しており、公平不偏の立場である社外監査役として適任と判断しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書等に開示しております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。